

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり



いわでしふくしじむしょ
岩出市福祉事務所

〒649-6292

いわでしにし の ぼんち いわでしやくしよ しゃかいふくしか
岩出市西野209番地 岩出市役所 社会福祉課

でんわ
電話 0736-62-2141

生活保護とは

生活保護は、憲法第25条に規定する理念に基づき、すべての国民に対し、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度です。病気やケガ、高齢で働くことが困難になったなど、いろいろな事情で生活に困った場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

生活保護の原則

1. 申請保護の原則

生活保護を利用するには、原則として本人の意思で申請することが必要です。ただし、重病で申請の意思を示せないなど、急迫した状態でただちに保護が必要な場合などは、申請の意思がなくても保護が行われることがあります。

2. 基準・程度の原則、必要即応の原則

保護の金額は、国において定められた基準により、年齢・世帯構成・所在地・健康状態などに応じて決定されます。

3. 世帯単位の原則

保護は、同居している世帯を単位として行います。世帯とは世帯員が一緒に居住し、生計を共にしていることを指すため、血縁関係や婚姻関係になくても、世帯としての実態があれば、原則として同一の世帯として保護の要否を判定します。

せいかつ ほ ご しんせい てつづ 生活保護申請の手続き

1. 相 談

せいかつ ほ ご りよう また せいど し ばあい
生活保護を利用したい、又は制度について知りたい場合は、
いわでし ふくしじむしょ そうだん
岩出市の福祉事務所にてご相談ください。

2. 申 請

せいかつ ほ ご しんせいしょ じゅうしょ しめい せたいじょうきょう きにゅう ふくしじ
生活保護申請書に住所、氏名、世帯状況などを記入し、福祉事
むしょ ていしゅつ
務所に提出してください。

しんせい ひつよう しょうい しりょう しゅうにゅう かん
なお、申請にあたって必要な書類や資料（収入に関するもの、
しさん かん ほんにんかくにんしょうい ていしゅつ ねが ばあい
資産に関するもの、本人確認書類など）の提出をお願いする場合
があります。

しんせい じさん れい 【申請に持参するものの例】

じさん しんせい でき
※持参されなくても申請することは出来ます。

- ① しゅうにゅう かん せたいぜんいん しゅうにゅうじょうきょう
収入に関するもの・・・世帯全員の収入状況がわかるもの
きゅうよめいさいしょ ねんきんふりこみつうちしょ
(給与明細書や年金振込通知書)
- ② しさん かん よちよきん げんきん ほけん ふどうさん
資産に関するもの・・・預貯金、現金、保険、不動産などの
じょうきょう つうちょう けいやくしょ
状況がわかるもの(通帳や契約書)
- ③ ほんにんかくにんしょうい けんこうほけんしょう
本人確認書類・・・マイナンバーカードや健康保険証、
うんてんめんきょしょう
運転免許証など

3. 調査

申請手続後、生活に困っておられる状況や生活保護を利用するための要件を満たしているかについて、福祉事務所が必要な調査を行います。

4. 決定

調査結果にもとづいて、国が定めている基準をもとに世帯の最低生活費を計算し、収入と比べて、生活保護が必要かどうかを決定します。

保護を利用できるかどうかは、申請のあった日から14日以内（調査に時間を要したときは30日以内）に通知します。

生活保護を利用するにあたって

1. 能力の活用

世帯の中で働くことが可能な人は、その能力に応じて働いて収入を得るよう努める必要があります。

2. 資産の活用

預貯金、有価証券、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属などの活用が可能な資産がある場合は、その資産を処分して生活費に充てて頂く場合があります。ただし居住用の不動産

こべつ じじょう じどうしゃ しさん ほゆう みと ばあい
や個別の事情により自動車などの資産の保有が認められる場合も
ありますので、ご相談ください。

3. 他^{ほか}の制度^{せいど}の活用^{かつよう}

せいかつ ほ ごいがい かくしゆねんきん てあて いりようじよせい しゃかいほしようせいど
生活保護以外に各種年金や手当、医療助成、社会保障制度

など、他^{ほか}の制度^{せいど}を活用^{かつよう}できる場合^{ばあい}は、まず、それら^{ゆうせん}を優先^{ゆうせん}し
て生活費^{せいかつひ}や医療費^{いりようひ}に充て^あてもら^{ひつよう}う必要^{ひつよう}があります。

(例^{れい}：雇用保険^{こようほけん}、老齢^{ろうれい}・障害^{しょうがい}・遺族年金^{いぞくねんきん}、児童扶養手当^{じどうふようてあて}など)



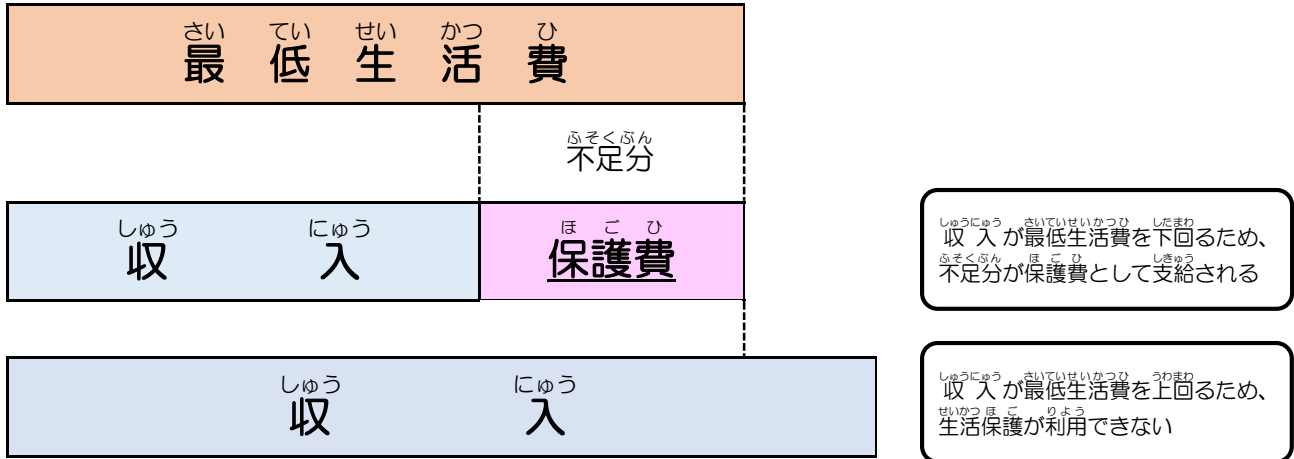
4. 扶養義務者^{ふようぎむしゃ}の扶養^{ふよう}

りようしん こ きょうだいしまい しんぞく えんじょ う
両親、子ども、兄弟姉妹といった親族から援助を受けること
ができる場合^{ばあい}は、援助^{えんじょ}を受け^うてください。ただし、親族^{しんぞく}による
扶養^{ふよう}は保護^{ほご}の要件^{ようけん}ではないため、扶養義務者^{ふようぎむしゃ}が扶養^{ふよう}しないことを
理由^{りゆう}に生活保護^{せいかつほご}を受け^うられないということはありません。

また、DV（家庭内暴力^{かていないぼうりょく}）や虐待^{ぎゃくたい}、家族関係^{かぞくかんけい}が良好^{りようこう}でないな
ど特別な事情^{とくべつ じじょう}がある方^{かた}については、親族^{しんぞく}への扶養照会^{ふようしょうかい}を行いま
せんので、ご相談^{そうだん}ください。

生活保護費の計算

国が定めた基準「最低生活費」とあなたの世帯の収入とを比べて、その足りない分だけ保護費が支給されます。



※収入…就労収入、各種年金、社会保障給付、親族からの援助など

最低生活費

保護費の基準となる最低生活費は、世帯構成（人数や年齢）、お住まいの市町村によって違います。

世帯の人数が多いほど最低生活費は高くなります。また、母子世帯や障害者がいる世帯などは保護費が加算されることがあります。その他、11月～3月までは冬季加算が認定されます。

しゅうにゆう 収入

せたい しゅうにゆう ねんきん きゅうりょう てあて ないしょく
世帯のすべての収入（年金、給料、手当、ボーナス、内職
しゅうにゆう えいぎょうしゅうにゆう しおく ふどうさんしゅうにゆう ほけんきん はいとうきん
収入、営業収入、仕送り、不動産収入、保険金の配当金、
いしやりょう
慰謝料など）です。

こうこうせい しゅうにゆう かなら しんこく
高校生のアルバイト収入についても必ず申告してください。

こうこうせい しゅうにゆう じゅぎょうりょう ぷそくぶん
ただし、高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や
しゅうがくりょこうひ がくしゅうじゅくだい だいがく せんもんがっこう にゅうがくきん あ
修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金に充てるな
ど、自立更生に使用するためと認められたものは、収入として
じりつこうせい しょう ひと しゅうにゆう
認定しない場合がありますので、担当ケースワーカーにご相談くだ
さい。

こうじょ 控除

じっぴこうじょ しゃかいほけんりょう こうつうひ き そこうじょ しゅうにゆうがく おう
実費控除（社会保険料、交通費など）や基礎控除（収入額に
きんがく こと
応じ金額が異なります。）というものです。

こうじょ きんがく しゅうにゆうにんてい きんがく さ ひ
これらの控除の金額は、収入認定の金額から差し引かれます。



生活保護の種類と内容

生活上の必要な費用に応じ、次に掲げる扶助が支給されます。

■生活扶助

衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用など

被服費（紙おむつ等）、家具什器費なども要件に

あてはまれば支給できる場合があります。

■住宅扶助

家賃、地代、更新料など

■教育扶助

小・中学校の学用品、給食費など

■医療扶助

保険適用内の医療費

治療材料や施術、通院交通費なども要件にあては

まれば支給できる場合があります。

お薬も保険適用であれば自己負担はありません。

■介護扶助

介護サービスを利用する費用

■生業扶助

高等学校等の就学に必要な費用

就職や技能、資格取得にかかる費用

■出産扶助

出産にかかる費用

■葬祭扶助

保護を受けている人が行う葬儀の費用

支給にあたっては、領収書などの書類が必要な場合があります

ので、事前に担当ケースワーカーにご相談ください。

せいかつ ほ ご りようちゆう 生活保護利用中のこと

1. けんり として ほしやう されること

- (1) ただ りゆう がなければ、すで き 決められた ほご 保護はあなたに ぶり 不利になるような へんこう 変更はされません。
- (2) ほご 保護として 受けた お金 や 品物 を 標準 として 税金、その た こうか か 他の公課を課せられません。
- (3) ほご じゆきゆうちゆう 保護受給中は、NHKの ほうそうじゆしんりよう 放送受信料が めんじよ 免除されます。
(しんせいてつづき ひつよう 申請手続が必要になります。)
- (4) すで しきゆう 既に支給された ほご きんぴんまた ほご う 保護を受ける けんり さ お 権利を差し押さえられることはありません。
- (5) ほご う 保護を受ける けんり ほか ひと ゆず わた 権利を他の人に譲り渡すことはできません。

2. ぎむ として まも ってもらうこと

- (1) せいかつじよう どりよく 生活上の努力をすること
じぶん のうりよく おう はたら まいにち ししゆつ 自分の能力に応じて働き、毎日の支出について
けいかくてき く 計画的な暮らしをするよう ころ 心がけること。
- (2) じどうしゃ ほゆう 自動車を保有しないこと
せいかつ ほ ご じゆきゆうちゆう げんそく 生活保護受給中は、原則として、じどうしゃ 自動車やオートバイ
などの 保有 はできません。こべつ じじよう 個別の事情により じどうしゃ 自動車など
の 保有 が認められる 場合 がありますので、たんとう 担当のケース
ワーカーに さんだん 相談してください。

(3) 届け出なければならないこと

つぎ
次のときは、すみやかに福祉事務所に届け出てください。

① 収入の状況が変わったとき

きゅうりょう ちんぎん てあて おんきゅう ねんきん ふじょりょう しおく
給料、賃金、手当、恩給、年金、扶助料、仕送り、
でかせ しゅうにゅう か
出稼ぎ、などの収入が変わったとき。

※ 収入の変更がなくても、最低年1回は収入と資産
の申告をしてください。働くことができる方は、原則
まいつきしゅうにゅう しんこく
毎月収入を申告してください。

② 支出の状況が変わったとき

やちん しゃくちりょう こさくりょう た ししゅつ か
家賃、借地料、小作料、その他の支出が変わったとき

③ 現在住んでいる家を変えようとするとき

④ 家族に異動があるとき

しゅっしょう しぼう こんいん てんにゅう てんしゅつ しせつ はい
出生、死亡、婚姻、転入、転出、施設に入るとき。

⑤ 病気やけがなどで医師にかかろうとするときや、

にゅういん
入院しなければならないとき

ほ ごかいしご こくみんけんこうほけん こうきこうれいしゃいりょうほけん つか
保護開始後、国民健康保険、後期高齢者医療保険は使

えなくなりますので、保険証は使用せず、市役所の

たんとうか かえ しょうきいがい かくしゅけんこう
担当課へ返してください。(上記以外の各種健康

ほけんしょう せいかつほごう しょう
保険証は、生活保護を受けていても使用できますので、
かなら たんとう し
必ず担当のケースワーカーにお知らせください。）

⑥ かいしゃ しゃかいほけん かにゆう だつたい
会社などで社会保険に加入、または脱退したとき

⑦ ほごかいしじ ふくしじむしょ ほゆう みと せいめいほけん
保護開始時に福祉事務所が保有を認めた生命保険で、
にゅういんきゅうふきん じゅりょう
入院給付金などを受領したとき

⑧ こうつうじこ あ
交通事故に遭ったとき



3. しどう しじ 指導、指示について

ふくしじむしょ おこな せいかつほご もくてき たっせい ひつよう
福祉事務所が行う生活保護の目的を達成するための必要
しじ しどう したが したが ばあい
な指示や指導に従ってください。従っていただけない場合
には、ほご へんこう ていし はいし そち
保護の変更、停止または廃止などの措置がとられるこ
とがあります。

4. 病気やケガをしたとき

生活保護を利用（受給）している方は、病気やケガをしたとき、保険適用内の治療について原則自己負担なく受診することがきます。

- (1) 医療機関で治療を受けるときは、福祉事務所が発行する『医療券』が必要となりますので、福祉事務所で『医療券』を受け取り、医療機関の窓口に提出してください。
- (2) 医療機関を受診するときには、生活保護の指定医療機関で受診してください。（指定医療機関でない医療機関で治療を受けたときは、医療費を実費で支払わなければならないことがありますので、事前に担当ケースワーカーに確認してください。）
- (3) 急病などの緊急時や夜間・休日などの閉庁時で事前に来庁できないときは、医療機関に生活保護を受給していることを伝えて受診し、その後、福祉事務所の開庁時に速やかに担当ケースワーカーに連絡してください。
- (4) 同じ病気やケガで複数の医療機関を受診することはできません。かかりつけ医をもち、まずはかかりつけ医に相談してください。

- (5) 原則として、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用し
ていただくこととなります。ただし、医師が医学的知見に
基づき、先発医薬品の使用を認めた場合などは、この限り
ではありません。

5. 保護費の返還について

次のような場合は、過去の生活保護に要した費用を返還し
ていただくことがあります。

(1) 不正に保護を利用した場合

届出義務を怠って、収入申告をしなかったり、偽
りの申告をして不正な方法で扶助費を受給した
場合。（法律により罰せられることがあります。）

(2) 資産がありながら保護を受けた場合

- ① 急病にかかるなど急迫した事情にある場合で、
一定期間を経なければ売却処分ができないような
資産を持っているが、その期間生活に困るような場合。
- ② はじめ資力がないと認められた世帯が、あとになっ
て資産があることがわかった場合。

(3) 生活状況などの変更処理が遅れた場合
収入が増えた、世帯の人数が減った、入院期間
が1か月を超えたなど、生活状況などに変化があ
ったにもかかわらず、届出が遅れるなどして変更
処理が間に合わず、保護費を支給することになって
しまうことがあります。この場合、支給し過ぎた
保護費を返還していただいたり、翌月以降の保護費
で調整したりする場合があります。

6. 保護費の支給について

毎月5日（土曜日、日曜日、祝日のときは前日）に保護費
を支給します。基本的には口座振込とさせていただいており
ますので、ご希望の振込先を申し出てください。

7. その他について

保護受給中は、NHKの放送受信料が免除、市県民税や
固定資産税、軽自動車税が減免、住民票や納税に関する
証明などの交付手数料が免除されます。

手続きの際に生活保護受給証明書などが必要となりますの
で、担当のケースワーカーにご相談ください。

※税金や交付手数料の減免は岩出市の場合です。

他市区町村で手続きされる際は、手続き先に免除等が
可能かお問い合わせください。